

敦賀市・福井労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、敦賀市と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、相互に密に連携して、敦賀市人口減少対策計画に掲げる産業振興の充実による生産年齢人口の維持、子育て支援の充実による年少人口の維持及び人材育成の充実による若年世代の流出抑制に係る施策（以下「諸施策等」という。）のほか、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を図ることを目的とする。

(事業内容等)

第2条 敦賀市及び福井労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進させるため定期的に協議を行い、必要に応じて改正を行うものとする。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項を定めるため、敦賀市及び福井労働局で組織する「敦賀市・福井労働局雇用対策協定運営協議会」を設置する。

(要請等)

第4条 敦賀市長及び福井労働局長は、それぞれが取り組む諸施策等の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができる。
2 敦賀市長及び福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づき、それぞれが取り組む諸施策等の取組において、敦賀市及び福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年度の末日までとする。ただし、有効期間満了時1ヶ月前までに、敦賀市、福井労働局いずれか一方からの延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができる。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、敦賀市及び福井労働局が協議して定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、敦賀市長及び福井労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 5月10日

敦賀市

敦賀市長

澁上隆信

厚生労働省福井労働局

福井労働局長

早木武夫